

13. 社会福祉法人 福崎町社会福祉協議会

社会福祉協議会（略『社協』）は、住民による地域づくりを支援することで地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人です。

「であい、ふれあい、つながりあい、ともに支え合う地域づくり（福祉目標）」をすすめるために、個人の力を引き出す支援、地域活動やボランティア活動などの助け合い活動の支援、福祉サービスによる支援を行っています。

（※のついている事業は、町からの委託事業です。）

最新情報は社協のホームページでチェックください。「福崎町社会福祉協議会」で検索してください。

(1) 福祉啓発活動

①社協会員の募集（5月・6月）

「住民の助け合いによる地域づくり」を目指す社協の活動趣旨に賛同する各世帯、個人、団体、事業所に会員となっただき、協力体制づくりをしています。

皆様からいただいた会費により地域福祉を推進しています。

一般会員（世帯）	1□	500円／年
個人会員（個人）	1□	500円／年
団体会費（団体）	1□	5,000円／年
賛助会費（事業所）	1□	10,000円／年

②善意銀行の運営

住民の皆様から善意の金品・物品を預かり、地域の福祉事業に活用することで運用するという考えに基づいた預託金運用制度です。

社協が主体となって福祉事業を実施しています。

みなさまからの預託をお待ちしております。用途の指定もできますので、希望に沿った活用ができます。

③各種募金の募集

地域づくりを住民の皆様と協働して実施していくために、各種募金を募っています。

○ 5月・6月 善意募金

善意月間にちなんで、たすけあいの善意の輪をひろげることを目的に実施し、社会福祉協議会の福祉事業に活用します。

○ 10月 赤い羽根共同募金

地域の福祉を住民で支えることを目的に実施し、兵庫県内の福祉事業に活用します。

○ 12月 歳末たすけあい募金

地域の福祉を住民で支えることを目的に実施し、福崎町社会福祉協議会の福祉事業に活用します。

④福祉学習（教育）活動の推進

町内全小中学校を推進校に指定し、学校ごとに指導、援助を行い、福祉講演会や福祉体験教室など、自主的な学習活動の支援をしています。

A 福祉教育推進校（町内全校）の指定※

○対象

町内の小学校・中学校

B 福祉体験学習支援

○対象

町内の小学校・中学校

C 福祉講演会の開催支援

○対象

児童・生徒・保護者（PTA）



(2) 子育て支援

①まちの子育てひろば推進事業

就学前の親子が集う『仲間づくりの場』『相談の場』を提供することで、子育て支援を行います。

対象者 就学前の乳幼児とその保護者等

実施内容と開催日・開催場所

●親子クッキング

2ヶ月に1回 保健センターなど

●トランポ・ロビックスと森のひろば

月に3～4回

第2体育館・スポーツ公園 10:00～13:00

(3) 高齢者関連

①在宅介護支援センター事業※

見守りや調査が必要な高齢者宅の訪問等による実態把握、及び必要な保健・福祉サービスが総合的に受けられるように各関係機関との連絡調整等を行います。

【窓口】 福崎町在宅介護支援センター すみよしの郷

(福崎町第2老人デイサービスセンター内)

電話 22-7134

②認知症高齢者等やすらぎ支援事業※

物忘れ等認知症が疑われる高齢者のお宅を「やすらぎ支援員」が訪問し、家族に代わって見守りや話し相手を行います。

〈利用時間〉 平日8:30～19:00

〈利用回数〉 月50時間以内

〈利用内容〉 安否確認、話し相手、散歩介助、趣味のお手伝い等
(身体に触れる援助、家事等の援助は行いません)

〈費用〉 1時間200円

③高齢者世帯等へのみまもり電話サービス

見守りによる安心してらせる地域づくりを行います。

対象者 地域の見守りが必要な70歳以上の高齢者世帯等

頻度 週1回

④ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯等へのみまもり副食サービス

旬のものを佃煮等にしてお届けします。見守りによる安心してらせる地域づくりを行います。

対象者 地域の見守りが必要な70歳以上の高齢者世帯等

頻度 年1回(無料)

※ 障がい者のみの世帯にも対応しています。

⑤ひとり暮らし高齢者へのみまもり給食サービス

※一部町からの受託事業

夕食をお弁当にしてお届けし、訪問による見守りで安心して暮らせる地域づくりを行います。※一部低所得者世帯は無料

対象者 地域の見守りが必要な70歳以上のひとり暮らしの方

頻度 月2回(有料:一食200円)

⑥高齢者世帯等へのみまもり給食サービス

夕食2回、昼食1回をお弁当にしてお届けし、訪問による見守りで安心して暮らせる地域づくりを行います。※一部低所得者世帯は無料

対象者 地域の見守りが必要な共に70歳以上の高齢者世帯等

頻度 月3回(有料:一食200円)

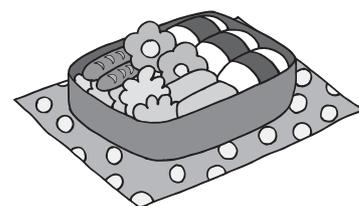
※ 障がい者のみの世帯にも対応しています。

⑦ふくちゃん弁当※

昼食をお弁当にしてお届けし、訪問による安否確認を行います。

対象者 地域の見守りが必要な70歳以上のひとり暮らしの方

頻度 月1回(無料)



(4) 障がい者支援

①福崎町障害相談支援センター※

障がいのある方やその家族からの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援等、関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な支援を行います。

【窓口】 福崎町障害相談支援センター（福崎町第2老人デイサービスセンター内）

電 話 35-8575

F A X 22-7024

メール f-syougai@mx9.tiki.ne.jp

②視覚障がい者への朗読CDの郵送

視覚障がい者の情報支援を目的に町広報誌・社協広報誌をCDに録音し郵送します。

頻 度 広報誌発行にあわせて随時

③視覚障がい者支援事業

視覚障がい者の社会参加を目的に地域の支援団体と行う交流活動を支援します。

頻 度 毎年1回程度

④精神障がい者支援事業

精神障がい者に関する理解促進に向けた取り組みを行います。

- ・精神障がい者福祉に関する研修会や交流会等への支援
- ・ピアサポーターグループ「ひすいの友」の運営支援
- ・広報誌による啓発活動

(5) 介護予防・介護関連

①介護用品の貸出

介護負担の軽減を図ります。

- 対 象 者 ・在宅高齢者（介護保険制度で福祉用具貸与対象外の方）
・在宅重度身体障がい者（児）
・交通事故等短期在宅療養者等

貸出備品

無 料 車椅子・入浴用シャワー椅子・据置き手すり・スロープ・歩行器等

有 料 電動ベッド（生活保護世帯は無料）

初回基本利用料 2,000円

搬入・搬出手数料 各2,500円（業者委託）

貸出日より3ヶ月間無料、4ヶ月目以降1ヶ月につき1,000円

ポータブルトイレ（生活保護世帯は無料）

初回基本利用料 2,000円

貸出期間 基本3ヶ月まで。状況により相談に応じます。（機種・数に限りがありますので、事前にお問い合わせください。）

(6) 助け合い活動・交流活動の支援

①ミニデイサービス支援事業※

ひとり暮らし高齢者、見守りが必要な高齢者、昼間ひとりでおられる方々などの社会参加を進めるとともに、家に閉じこもりがちな高齢者に対し、社会的な孤立感の解消と自立生活への助長、要介護状態等になることの予防を図りながら『高齢者の見守り活動』と『ふれあいの場づくり』等、地域の公民館等での自主活動に対し支援します。

②ボランティア活動の推進

A ボランティア保険等加入の受付

ボランティア中の事故、けがに対応する保険加入を受け付けています。

※内容により加入できない場合があります。詳しくは社協までお問い合わせください。

●行商用保険

期 間：行事当日の1日分

保険料：1名につき50円 ※最低20名(1,000円)から

●ボランティア・市民活動災害共済

期 間：年間(4月～翌年3月)

保険料：1名500円

B ボランティアグループへの助成

ボランティアグループ活動助成、ボランティア保険加入助成をしています。

C ボランティア連絡協議会の運営支援

ボランティアグループの情報交換、相互協力による活動の活性化を支援します。

D ボランティア入門教室の開催

ボランティア活動のきっかけづくりとしての情報発信を行います。

E ボランティアコーディネート

ボランティアの悩み、相談、依頼に対応します。

F 災害ボランティアセンターの運営

災害時のボランティア活動の調整を行います。

福崎町ボランティアセンター登録グループ一覧表 (令和3年4月1日時点)

分野	グループ名	活動内容等
地域福祉	ともしび会	・みまもり給食サービスの配達ボランティア ・みまもり電話サービス運営協力 等
	辻川ボランティア	・みまもり給食サービスの配達ボランティア ・みまもり電話サービス運営協力 等
	もちの木	・みまもり給食サービスの配達ボランティア ・みまもり電話サービス運営協力 等
	七種会	・みまもり給食サービスの配達ボランティア ・エコたわしの作製、販売によるエコ活動の促進 等
	西谷ボランティア	・みまもり給食サービスの配達ボランティア ・みまもり電話サービス運営協力 等
	西治ボランティア	・みまもり給食サービスの配達ボランティア ・みまもり電話サービス運営協力 等
障がい者支援	福崎点字の会	・毎週水曜日9:30~12:00にサルビア会館にて点訳、勉強会を実施 ・各学校の福祉教育協力 等
	手話サークル福崎みんなの手	・毎週月曜日9:30~11:30/毎週土曜日13:00~15:00にサルビア会館にて勉強会と聴覚障がい者との交流 等
	福崎朗読ボランティア	・毎月第1木曜日以降の土曜日にサルビア会館にて定例会 ・社協広報誌、町広報誌等の朗読、録音、編集 等
	㊤かんだき (要約筆記)	・要約筆記入門講座の開催 ・各学校の福祉教育協力 等
緑化活動	福崎町ココロクラブ	・毎月第4土曜日 (年8回~10回) 9:00~10:30に実施 ・街路樹化の草引き、花の手入れ 等
	みどりのグループ	・毎月第1、第3水曜日9:00~11:30に実施 ・町内の花壇と県道のプランターの手入れ 等
	福崎すみれ会	・毎月1回不定期10:00~11:30に生活科学センター前にて実施 ・プランターの花の植え替え、周辺の草引き、清掃 等
	グリーンロードクラブ	・随時活動 ・県道植樹帯の草引き、水やり、剪定等の清掃活動
施設訪問	福崎民謡会	・毎月第1、第3水曜日13:30~15:30に文化センター、体育館にて練習 ・福祉施設で各地の民謡に合わせた踊りを披露 等
	夢華灯	・毎週水曜日19:30~20:30に西光寺公民館でよさこい踊りの練習と定例会を実施 等
	福・福ボランティア会	・毎月第1火曜日13:30~15:30にサルビア会館にてマジックの練習 ・老人クラブ、公民館、福祉施設においてマジックを演技 等
	洋ちゃんサロン (マジック)	・毎月1回月曜日の午後にサルビア会館にて活動 ・福祉施設や学童、地区敬老会を訪問してマジックを演技
	福崎腹話術の会	・毎月第2火曜日10:00~サルビア会館にて定例会を実施 ・ミニデイ、老人クラブ等の依頼で腹話術による訪問 等
アロマサークルワンピース	・毎月1回不定期10:00~11:30に田原小学校区区民交流広場にてアロマカフェを実施 等	
促進化活動	なごみの会	・毎月1回午前中の1時間程度、幼稚園にて作法指導 ・毎年1回2時間程度、小学校にて茶道の伝統文化体験と歴史の講話 等
	山桃の会	・毎月2回不定期で実施 ・「遠野物語」の録音活動 等
多種活動	いなみ野 神崎	・毎月第4水曜日に定例会と伝統大道芸の練習 ・高齢者へのニュースポーツの普及指導 等
	福崎ミントの会	・毎月第1、第4月曜日と毎月第3日曜日に活動 ・学童体験教室 (バルーンアート、折り紙、他) の実施 等
運営支援事業	アロマサークル美人	・毎月第1月曜日10:00~12:00に山田文庫内にてコミュニティカフェ笑 (えみ) を運営 等
	チームはつらつ	・毎週水曜日に認知症予防教室「はつらつ広場」の運営 ・毎週金曜日に地域包括支援センター「はつらつ大学脳案部」のサポート 等
	福崎町図書館応援隊	・館内談話室「喫茶コーナー」の運営 ・町立図書館内外の美化 等
その他	福崎エコの会	・生ゴミ堆肥化「いきいき野菜コンポスト」の普及 ・エコキャップの回収で途上国の子どもにワクチンを送る活動 等
	めだかの学校	・主に子どもを対象としたキャンプの企画、運営 ・年数回のカヌー教室 等
	福崎町手芸ボランティア	・毎月第2、第4木曜日にサルビア会館にて手芸作品の製作 ・作品を販売し売上金を寄附する活動を実施 等
シニアボランティア	長目シニアボランティア	・毎月1回クリーンウォーキングの実施 ・花壇の植栽管理 等
	井ノ口ボランティアグループ	・ひょうごアドプト事業の実施主体として国道312号線の歩道植樹帯の植樹、清掃美化を実施 等
	田尻シニアボランティア	・みまもり給食サービスの配達ボランティア ・パンジー、葉ボタン、サルビアの植栽と各所への配置 等
	大門シニアボランティア	・みまもり給食サービスの配達ボランティア ・県道植込みの草刈り 等
	山崎シニアボランティア	・県道のゴミ拾い、草刈り、二之宮神社の清掃活動 ・自治会行事の協力 等
	板坂老人クラブ (ボランティア)	・年2回、下排水処理場の清掃活動 ・道路脇の草刈り、清掃 等
	西谷老人クラブボランティア	・大蔵神社の清掃活動 ・県民広場の清掃活動 等
	桜老人会ボランティアチーム	・公共施設の花植え、清掃活動 ・高齢者や一人暮らしへの見守り活動 等

③コミュニティ備品の貸出

機 器 名	貸 出 対 象 者	使用時間 使用料
ポ ッ プ コ ー ン 機	町内に住所を有する 団体、町内自治会、教 育機関、官公庁、公共 施設、その他社協理事 長が必要と認めたもの	1日 1,000円
綿 菓 子 機		
か き 氷 機		
鉄 板		
炊 き 出 し 用 釜		
た こ 焼 き 器		
バーベキューセット		
その他コミュニティ用品 ※プロジェクター、簡易 テント、高圧洗浄機等		無 料

④当事者団体、地域団体の活動支援※

生活課題を抱えた当事者、地域団体の活動を支援します。

福崎町老人クラブ連合会 福崎町遺族会(戦没者遺族)

福崎町身体障害者福社会 福崎町婦人共励会(寡婦・母子家庭)

福崎町手をつなぐ育成会(知的障がい者)

(7) 低所得世帯への対応

①生活福祉資金貸付制度(兵庫県社会福祉協議会委託事業)

この貸付制度は、他からの資金の利用が困難な世帯の方々に低利の資金を貸付けることで、世帯の経済的自立をはかるとともに、在宅福祉の推進と社会参加の促進をはかり、地域社会で安定した生活をおくることを目的とした貸付制度です。

また、この制度は単に資金を貸付けるだけでなく、民生委員による相談・援助活動や自立相談支援機関による相談支援のもと、相談、申込みから償還完了までかわっていくことが大きな特徴です。

○利用できる方(貸付の対象)

低所得者世帯 ・ ・ 資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより自立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借りることが困難な世帯(市町村民税非課税程度)。

障がい者世帯 ・ ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けた者(現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者を含みます。)の属する世帯。

高齢者世帯 ・ ・ 65歳以上の高齢者の属する世帯（日常生活上、療養または介護を要する高齢者等）。

○資金の種類

教育支援資金、福祉資金、総合支援資金、緊急小口資金、臨時特例つなぎ資金、不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金

○貸付条件

資金の種類によって貸付条件・資金用途等が異なりますので、お問い合わせください。（貸付限度額・据置期間・償還期間・貸付利子等）

○償還方法

元金利子均等払（月賦、半年賦、年賦）で、原則として口座振替による償還

②緊急援護給付金制度

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯等の生活困窮世帯を対象に、下記給付の要件により緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に対応することを目的として、『緊急援護給付金』を給付します。

給付金額 給付要件に該当する経費で年間 30,000 円以内

給付要件 次のいずれかに該当し、それを証明する添付書類を提出できる世帯

- (1) 医療費または介護費の支払いにより、臨時の生活費が必要な場合
- (2) 給料(年金含む)の盗難または紛失により生活費が必要な場合
- (3) 年金・保険・公的給付の支給開始までの生活費が必要な場合
(雇用保険受給待機中の場合、住民税の課税の有無については問いません)
- (4) 火災等の被災によって生活費が必要な場合等

③奨学資金給付制度

高等学校およびこれに準ずる学校に在学する方で、経済的な理由により就学が困難な方に、選考委員会での選考を経て、奨学資金を給付する制度です。

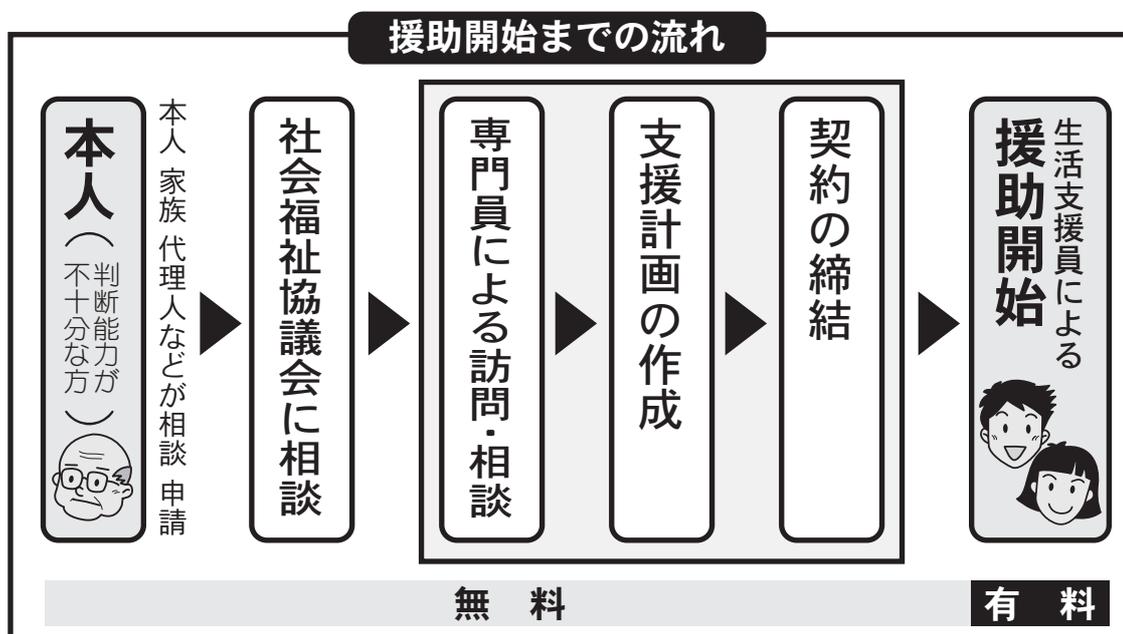
◎奨学金 月 5,000 円

(8) 地域生活支援

①日常生活自立支援事業(兵庫県社協委託事業)

判断能力に不安のある高齢者や障がい者等が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住民や関係機関と連携し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、通帳の預かりサービスを行います。判断能力が低下した利用者には、成年後見制度の利用を支援します。

- 利用対象者 福祉サービスの契約や利用の手続きなどを適切に行うことが不安な高齢者や障がい者の方
(認知症等高齢者・知的障がい者・精神障がい者)
- 援助内容
 - ・福祉サービスについての情報提供
 - ・福祉サービス利用手続きの手伝い
 - ・福祉サービス利用料等の支払い
 - ・日常的な金銭管理の手伝い
 - ・苦情解決制度利用の手伝い
- 援助者 生活支援員
- 援助方法 相談者と内容を確認しながら専門員が支援計画を立て、社協と契約します。
- 利用料 援助時間 1時間 500円



(9) 地域生活における相談

① なやみごと相談所・法律相談所

日常生活でのなやみごと、心配ごとの相談に応じ適切な助言、指導を行います。

★一般相談

すべてのなやみごとについての助言をします。

相談場所 サルビア会館

相談日時 毎月の第1・第3水曜日 13:00～15:00

相談員 学識経験者、民生委員・児童委員、司法書士

★法律相談

法についての解釈を指導します。

相談場所 サルビア会館

相談日時 月の最後の水曜日 13:00～
(日に変更になる場合もあります。)

相談員 弁護士
(法律相談を希望される方は、一般相談で審議後、受付します。)

(10) 被災者への支援

①災害見舞金支給事業

災害を受けた世帯に対し、見舞金を支給します。

- ・全焼、全壊、流失 20,000 円
- ・半焼、半壊 10,000 円
- ・床上浸水 5,000 円
- ・死亡 20,000 円

対象：福崎町に居住している世帯で、一般火災及び風水害による災害により、被害を受けた場合に支給します。

※ただし、複数の要件が該当する場合は、最も高額要件により支給します。

